

資金別申込先(○の金融機関・保証協会へお申し込みください)

資金名	信用保証協会	商工中金	十八親和銀行	長崎銀行	佐賀銀行	西日本シティ銀行	福岡銀行	北九州銀行	肥後銀行	三菱東京UFJ銀行	佐賀共栄銀行	たちばな信金	九州ひびき信金	佐世保中央信組	福江信組	長崎三菱信組	長崎医師信組	長崎県民信組	近畿産業信組	その他
経営安定資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小規模企業者支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
下請企業・協同組合振興資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下請企業:(財)長崎県産業振興財団(副申)協同組合:長崎県中小企業団体中央会(意見)
緊急資金繰り支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	連鎖倒産:債権額の確認書類 災害復旧:自治体が発行する罹災証明
再生支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 中小企業再生支援協議会(支援) ② 取扱金融機関(推薦) ③ 商工会議所・商工会(推薦)
地域産業支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域資源活用:市町長(推薦) 商店・商店街:商工会議所・商工会(認定)
産業振興ビジョン推進資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 県産業振興課・県産業技術課・県GND室(認定)
創業バックアップ資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	②のア 商工会議所・商工会(推薦)

関係機関連絡先

長崎県信用保証協会 保証課 TEL 095-822-9173
" 佐世保支所 TEL 0956-23-3295

※上記の他、最寄の商工会議所・商工会にもご相談ください。

【長崎県中小企業向け融資制度一覧表】

(平成25年4月1日以降)

長崎県 産業労働部 商工金融課
Tel 095-824-1111 (内線2651~2652)

制度名	融資対象	資金用途	貸付条件		
			限度額	利率%(年)	償還期間
経営安定資金	長期	県内で事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ①税務申告決算において、直前期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益(個人事業者は所得金額)が減少していること ②セーフティネットの認定を受けたこと ③最近3箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること	5,000万円 ※短期資金は2,000万円	2.30以内 1.90	運転 7年以内(据置 1年) 設備 10年以内(据置 2年) ※セーフティネット 1~4号、6号は0.45~1.30 5号は0.65 7、8号は0.55
	短期	県内で事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、短期資金を必要とする者			1年以内
	長期設備	県内で事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 ①工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改装しようとする者 ②構築物・機械・装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者	別枠 1億円	2.50以内	15年以内(据置 2年)
	経営力強化	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業経営力強化支援法に基づき国から認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者	別枠 5,000万円	2.20以内	運転 5年以内(据置 1年) 設備 7年以内(据置 1年) ただし、借換の場合は10年以内(据置1年)
小規模企業者支援資金		保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて1,250万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 ①県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者 ②小規模企業者(組合を除く)のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税(法人である場合は法人税)、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間に、納税額が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者	1,250万円	2.25以内	運転 7年以内(据置 1年) 設備 10年以内(据置 2年) ※セーフティネット 5号以外は0.50~1.60 5号は0.65 ※特別小口保険は0.65
下請企業・協同組合振興資金	下請企業 手形割引 あっせん	長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、運転資金を必要とする者	2,000万円 組合 5,000万円	1.90	120日以内(割引期間)
協同組合振興資金	協同組合 振興	長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ一定の要件を備えた中小企業協同組合等	5,000万円 (知事特認は別途)	2.30 1年以内 1.90	運転 7年以内(据置 1年) 設備 10年以内(据置 2年) 必要な場合 0.45~1.30

制 度 名	融 資 対 象	資金 使途	貸 付 条 件		
			限度額	利率％ (年)	償還期間
緊急資金繰り 支援資金	連鎖倒産 防止	連 転	別枠 3,000万円 (債権額を限度)	2.10	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)
	災害復旧 支援	連 転 設備	別枠 3,000万円		
	環境変化 対策	連 転 設備	別枠 3,000万円		
	再生支援資金	連 転 設備	5,000万円	2.15	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)
地域 産業 支援 資金					
	過疎・離島半島 振興				
	地域資源活用	連 転 設備	5,000万円	2.15 商店街 活性化 資金は 1.85	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)
	商店街活性化			0.05～0.90	

制 度 名	融 資 対 象	資金 使途	貸 付 条 件		
			限度額	利率％ (年)	償還期間
産業振興ビジョン 推進資金	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次に該当する者 ① 長崎県産業振興ビジョンに定める下記特定分野の対象企業として、県が認定する企業 【 高 度 加 工 産 業 】 高度な加工技術により、事業の拡大や新分野への進出を目指す者 【地域資源活用型産業】 水工・農工連携により、農林水産業と食品産業の高度化に資する事業を行う者、地域で産出される原材料や伝統的技術等を活かし、新商品・新技術開発等により特産品づくりを目指す者 【環境・新エネルギー・産業】 環境・新エネルギー・関連分野で、事業の拡大や新分野への進出を目指す者 【医療・福祉産業】 医療・福祉分野で、製品開発など事業の拡大や新分野への進出を目指す者 【情報関連産業】 情報関連分野における新サービス提供のためソフトウェアの開発を目指す者 ② 一定の雇用を伴う設備投資を行う工場企業で、県の「工場等立地促進補助金」の対象企業 ③ 国の「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金」により電気自動車又はプラグインハイブリッド車を導入する企業 ④ 再生可能エネルギー発電設備と併せて別に定める省エネルギー設備を導入する者	連 転 設備 ③④は、設備のみ	設備 2億円 運転 5,000万円 ③は、事業費から補助額を控除した額の80％を限度 ④は、設備にかかる事業費を限度	1.70	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)
創業バックアップ 資 金	県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者 ① 次のいずれかに該当する者 事業を営んでいない個人であって、次に該当する者 ア 一ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること イ 二ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること ウ 事業を開始した日以後5年未満であること エ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること ② 次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの） ア 商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者 イ 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者 ウ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者 エ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者 ③ 県内に住所を有する者 ④ 県税を完納している者（納期が到来している者に限る）	連 転 設備	2,500万円 ※融資対象①は、1,000万円に自己資金を加えた額が限度	2.00	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)

～設備投資を低利・長期の資金で支援します～

経営安定資金（長期設備）

融資対象となる方

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する設備投資を行う者

- ① 工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改装しようとする者
- ② 構築物、機械、装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者

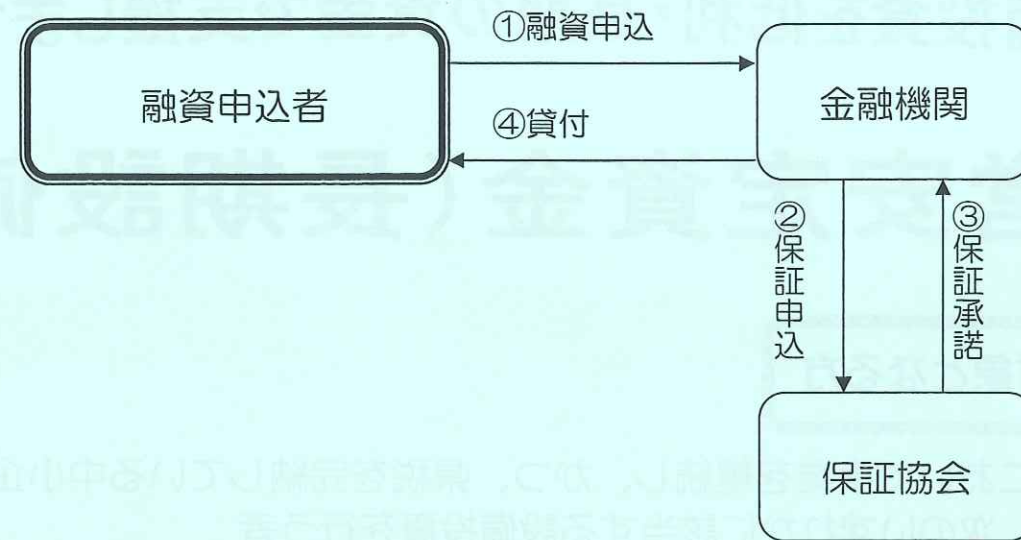
融 資 条 件

- 融資限度額 1億円
- 資金用途 設備資金
- 利 率 2.50%以内
- 保証料 0.45%～1.30%
- 償還期間 15年以内（うち据置2年以内）

取 扱 期 間

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日の貸付実行分まで

申 込 手 続



- ① 融資申込者は、金融機関で融資申込み
- ② 金融機関の審査後、金融機関から保証協会に保証申込み
- ③ 保証協会の審査後、保証協会が保証承諾
- ④ 貸付が実施される

☆設備投資資金に困っている中小企業の皆様☆

下記の取扱金融機関窓口へご相談ください。

～取 扱 金 融 機 関～

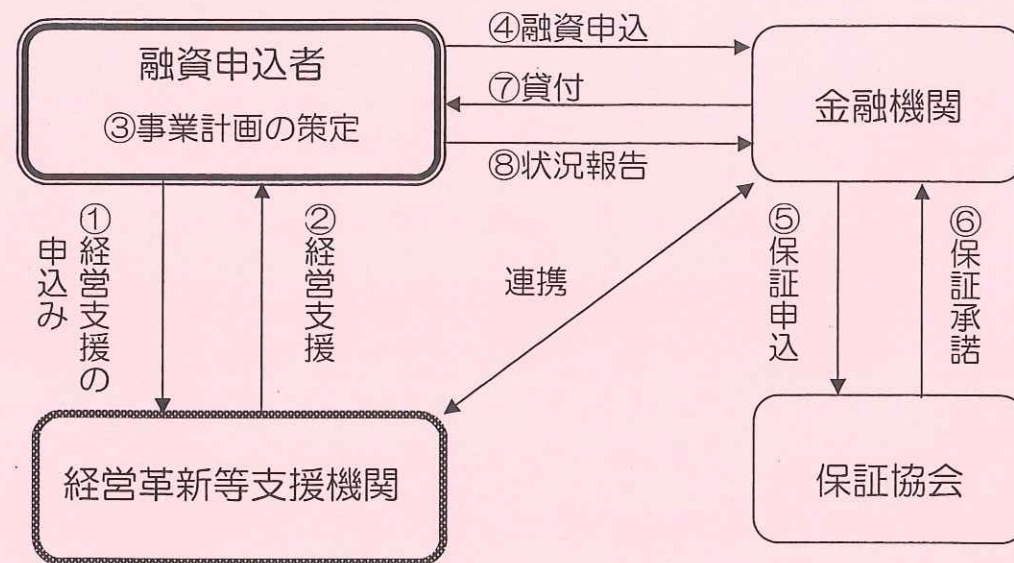
商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合

※金融機関、保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。

<長崎県産業労働部>

申 込 手 続

※「経営革新等支援機関」と
「金融機関」が、異なる場合の例



- ① 経営革新等支援機関に経営支援の申込み
- ② 事業計画の策定支援、実施に関する指導・助言
- ③ 事業計画の策定
- ④ 融資申込者は、金融機関で融資申込み
- ⑤ 金融機関の審査後、金融機関から保証協会に保証申込み
- ⑥ 保証協会の審査後、保証協会が保証承諾
- ⑦ 貸付が実施される
- ⑧ 四半期毎に事業計画の実施状況を報告

下記の取扱金融機関窓口へご相談ください。

～取 扱 金 融 機 関～

商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合

※金融機関、保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。

<長崎県産業労働部>

【長崎県制度資金】

経営安定資金（経営力強化）

～経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善
や経営力強化に取り組む中小企業を支援します～

- ◎ 経営革新等支援機関（※1）の支援を受けながら、経営課題を解決し経営力を強化する中小企業の事業資金を「経営安定資金（経営力強化）」で支援します。

（※1）企業の財務等に関する専門的な知識や実務経験を有する、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等で国の認定を受けた者。
認定支援機関の一覧は、中小企業庁、金融庁の各ホームページをご覧ください。

融資対象となる方

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者。

※中小企業者は、支援機関からの支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）を行う必要があります。

融 資 条 件

○融資限度額	5,000万円
○資金用途	運転資金・設備資金
○利 率	2.20%以内
○保 証 料	0.45%～1.20%
○償 還 期 間	運転5年以内（うち据置1年以内） 設備7年以内（うち据置1年以内） ただし、県制度融資からの借換は10年以内 （うち据置1年以内）